

はじめに

大阪府の北東部、淀川左岸に位置する枚方市は、東部に多くの自然が残されている丘陵・山地が広がり、船橋川・穂谷川・天野川の3河川が淀川に流れ込んでいます。こうした豊かな自然環境と、その中で多くの先人たちが築き積み重ねてきた歴史・文化は、私たちの暮らしと密接に関わり、恵みをもたらしてきました。私たちは、こうした貴重な財産である地域の環境とともに、かけがえのない地球環境を守り、育み、未来に引き継いでいかなければなりません。



本市では、平成10年3月に制定した「枚方市環境基本条例」に基づき、「枚方市環境基本計画」を平成13年2月に策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、天然資源の枯渇や地球温暖化、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題は、依然として深刻な状況にあり、国際社会の協調・連携とともに、市民・事業者・地方自治体など身近な地域社会に生きる者全てに、克服に向けて行動することが強く求められています。

こうした観点から、このたび、地球温暖化などの環境問題をめぐる社会状況等の変化に対応し、より具体性・実効性の高い計画とするため、環境基本計画の改定を行いました。

今回の計画では、新たに「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」をめざすべき環境像として掲げ、それを実現するために5つの基本目標を設定し、「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」を共通の基盤として位置づけています。

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政それぞれが主体的に考え行動し、さらに連携を深めながら、地域全体の力で環境保全の取り組みを充実していくことが必要です。本市はその先頭に立って取り組めますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたりご尽力いただきました枚方市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成23年3月

枚方市長 竹内 脩

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1. 1	計画策定の趣旨	2
1. 2	計画策定の背景	3
1. 3	計画の位置づけ	7
1. 4	計画の対象地域及び期間等	8
1. 5	計画の構成	9
第 2 章	めざすべき環境像と基本目標	13
2. 1	めざすべき環境像	14
2. 2	基本目標	15
第 3 章	環境施策の展開	17
3. 1	すべての主体が環境保全活動に参加するまち	18
3. 2	地球環境への負荷が少ないまち	23
3. 3	豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち	27
3. 4	環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち	33
3. 5	安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち	38
第 4 章	計画の推進	49
4. 1	各主体の役割	50
4. 2	計画の推進	51
4. 3	環境指標	52